

瀬戸内市歴史文化資源保存・活用支援事業補助金継続・拡充事業の手続き

【事業概要】

「瀬戸内市歴史文化資源保存・活用支援事業補助金」の交付を受けた事業を実施した団体が、当該事業を翌年度以降に継続し、又は拡充する事業に対して補助をします。

【対象団体】

「瀬戸内市歴史文化資源保存・活用支援事業補助金」の交付を受けてから5か年以内の団体

【対象事業】

「瀬戸内市歴史文化資源保存・活用支援事業補助金」の交付を受けた事業を実施した団体が、本事業を継続・拡充する事業

【補助金額】

補助対象経費の2分の1以内で、1回の補助金の限度額は、10万円です。

※年1回申請することができ、補助の上限回数は補助事業の次年度から5か年以内に3回までとなります。

【補助事業期間】

交付決定日から令和9年2月28日(日)まで

【申請締切】

申請受付締切：令和8年7月31日(金曜日)15時必着

【主な補助事業の流れ】

① 交付申請書の提出 (7月31日(金)締切)

「瀬戸内市歴史文化資源保存・活用支援事業補助金の継続・拡充事業手引き」を必ずご確認ください。ただし、以下の書類を提出してください。

- (1) 歴史文化資源保存・活用支援事業補助金交付申請書(様式1)
- (2) 事業実施計画書(様式2)
- (3) 収支予算書(様式3)
- (4) 団体概要書
- (5) 団体の定款、規約、会則またはこれに代わるもの
- (6) 団体の構成員名簿
- (7) 団体の直近の収支決算書
- (8) その他参考となる資料

↓

② 担当課から補助金交付決定通知書の送付（6月上旬送付予定）

↓

③ 補助事業の実施（申請日から令和9年2月28日（日）まで）

↓

④ 実績報告書の提出（事業完了後30日以内、または令和9年3月12日（金）まで）
実績報告書や事業の実施にかかった費用が分かる領収書等の提出が必要となります。
詳細は交付決定通知書とともに案内させていただきます。

↓

⑤ 担当課から補助金確定通知書の発行（3月中旬予定）

↓

⑥ 補助金交付請求書（様式11）の提出

↓

⑦ 補助金の支払い（3月下旬予定）

pp【問い合わせ先】

本補助金についてのご相談・申請は、下記連絡先までお願いします。

〒701-4292 瀬戸内市邑久町尾張300-1 成長戦略部観光文化戦略課

Tel 0869-22-3953

Mail kankobunka@city.setouchi.lg.jp